

交渉情報	NO.90	日本郵便信越支社 総務・人事部
JP労組信越地方本部	2017年6月6日	添付資料:1枚

時給制期間雇用社員の通勤費支給漏れについて

日本郵便信越支社総務・人事部は、本日（6月6日）「時給制期間雇用社員の通勤費支給漏れ」について地方本部に説明してきました。

標記概要については、飯田郵便局に所属する時給制契約社員3名において通勤費の支給漏れが発生し、追給精算を実施するというものです。

1. 発生局及び精算額

ア 発生局

飯田郵便局

イ 対象社員

第一集配営業部 時給制契約社員 1名
第一集配営業部 時給制契約社員 (旧大島集配センター1名)
第二集配営業部 時給制契約社員 (旧下条集配センター1名)

ウ 精算金額 (3名合計)

951,070円

2. 発覚の端緒

通勤災害該当者の通勤状況を確認したところ、非正規社員管理システムの雇用マスタに通勤情報が未入力であった。

3. 精算

平成29年6月月例給与において精算。

該当社員に対しては、精算事由、精算額、精算方法について丁寧に説明し了解を得る。

地本では、該当者への謝罪と今後の再発防止を求めるとともに、精算額は高額であり社員への十分な説明を求めたところです。

昨年来、地本は支社総務人事部へこの間の諸手当支給に関し指摘要請を行っていますが、支社は地本からの要請を受け昨年郵便事業系では4年振りに支社内2ヶ所に

において担当者（計画・総務）研修会を実施しています。

（10/24新潟中央局・10/26長野研修センターで実施）

また、今年度に於いても4月に開催させ、今秋にも実施の確約を得ています、

再発防止策について別紙支社資料により徹底を行い、今後の労担研修や給与手当講習会を人事異動期など適切な時期を見極めながら、継続開催を要請し確認しています。

今後支給認定に際しては内容に誤りがないか十分に確認するとともに、支給認定責任者においても複数による再度徹底したチェック体制を求めました。

【労使対応】 当該局による単局窓口